

受付に必要な申請様式等【自費解体（費用償還）】（1/2）

No.	提出書類	備考
1	自費解体及び撤去に係る償還申請書	様式第1号
2	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書	様式第6号
3	罹災証明書等の写し	課税課で発行
4	本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）	法人の場合は、法人の登記事項証明書（法務局で発行）
5	実印及び印鑑登録証明書	市民課で発行
6	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
7	被災家屋等の配置図	様式第7号
8	被災家屋等の現況写真（印刷したもの。パソコンからA4版用紙に印刷したものでも可）	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
9	解体及び撤去に係る記録写真（工事前、工事中、工事後）、契約書、経費の内訳が分かる書類、業者発行の解体・撤去証明書及び代金の領収書	
10	マニフェスト伝票（E票）の写し	廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類（解体業者へ依頼してください。）
11	「委任状」及び代理人（受任者）の本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）	様式第8号 代理人が申請する場合
12	所有者の「被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）」及び印鑑登録証明書	様式第9号 申請者が所有者でない場合
13	共有者全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）」及び印鑑登録証明書	様式第10号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
14	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）」、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第10号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合

～次ページに続く～

受付に必要な申請様式等【自費解体（費用償還）】（2/2）

	No.	提出書類	備考
場合によって提出する書類	15	遺産分割調停調書又は遺産分割審判所及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているとき
	16	被災家屋等を差押えた債権者（本市を除く。）や抵当権者等関係権利者全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（関係権利者）」及び印鑑登録証明書	様式第11号 被災家屋等に抵当権や差押え等の権利設定がある場合
	17	その他市長が必要があると認める書類	
交付決定通知後に提出する書類	18	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還請求書	様式第4号
	19	申請者名義の口座番号等が分かるもの	通帳の写し等

受付から費用償還までの流れ【自費解体（費用償還）】

